

措置入院、措置解除に係る 現状について

【実態把握の方法】

17自治体(11都道府県、6政令市)を対象に、措置診察の要否の判断、措置解除を決定をする際に精神科医の意見を聴くことができる体制かどうか、措置入院に係る関係機関の意見交換等について、現状を把握した。

措置診察の必要性を判断する方法について

- 措置診察の必要性を判断する際に、マニュアルを作成し、使用している自治体は47%であった。
- 措置診察の必要性を判断する際に、マニュアルを使用していない自治体のうち、保健所長等の専門家に判断を委ねている自治体は44%であった。

措置診察の必要性の判断	自治体数	備考	
マニュアルを使用している	8 (47.1%)	必要に応じて精神保健福祉センターの指定医、保健所医師、かかりつけ医師、保健師等に相談。	
マニュアルを使用していない	9 (52.9%)	内訳 (100%)	必要性を判断する者
		4 (44.4%)	保健所長、指定医、精神保健福祉センター長
		5 (55.6%)	その他(現場の判断等)
合計	17 (100%)		

※2016年7月1日～9月30日に受領した通報を対象

措置解除の決定をする際の体制について

- 措置解除の決定に際し、精神科医の意見を聴くことができる体制となっている自治体は41%であった。
- 意見を聴くことができる精神科医の所属の86%が、精神保健福祉センターであった。

	自治体数	内訳 (100%)	精神科医の所属
精神科医の意見を聴くことができる体制となっている	7 (41.2%)	※ ¹ 6 (85.7%) 1 (14.3%)	精神保健福祉センター 本庁
精神科医の意見を聴くことができない体制となっていない	※ ² 10 (58.8%)		
合計	17 (100%)		

(※1 1自治体は、精神保健福祉センター、保健所両方の意見を聴くことができる体制となっていると回答)

(※2 1自治体は、精神科医の意見を聴くことはできるが、体制としては確立していないと回答)

どの程度相談したか	自治体数
原則として相談した	2 (28.6%)
必要に応じて相談した	1 (14.3%)
相談した事例はなかった	4 (57.1%)
合計	7 (100%)

精神科医数

人数	自治体数	%
0	2 (11.8)	
1人	7 (41.2)	
2人	3 (17.6)	
3人	3 (17.6)	
4人	1 (5.9)	
5人以上	1 (5.9)	
合計	17 (100)	

精神保健指定医数

人数	自治体数	%
0	4 (23.5)	
1人	5 (29.4)	
2人	3 (17.6)	
3人	3 (17.6)	
4人	1 (5.9)	
5人以上	1 (5.9)	
合計	17 (100)	

措置入院に係る関係機関で意見交換を行う場について

- 措置入院に係る関係機関で意見交換をする場を設けている自治体は、約60%であった。
- 意見交換の頻度は、年に1回が64%であった。
- 意見交換をする関係機関としては、他の行政機関、警察が最も多く(73%)、医療機関(64%)、消防署(36%)であった。

	自治体数	内訳 (100%)	頻度
意見交換の場を設けている	11 (64.7%)	7 (63.6%)	年に1回
		1 (9.1%)	半年に1回
		1 (9.1%)	3か月に1~2回
		1 (9.1%)	月に1回以上
		1 (9.1%)	必要に応じて
意見交換の場を設けていない	6 (35.3%)		
合計	17 (100%)		

意見交換をする関係機関 (複数回答可)	自治体数
他の行政機関	8 (72.7%)
警察	8 (72.7%)
医療機関	7 (63.6%)
消防署	4 (36.4%)
相談支援事業所	2 (18.2%)
県精神科病院協会	2 (18.2%)
その他	3 (27.3%)
合計	11 (100%)

- 措置診察の決定の判断が困難であった事例の、事後的な検討を行っているかについて

	自治体数
行っている	7 (63.6%)
行っていない	4 (36.4%)
合計	11 (100%)